

その他の給付

補装具（コルセット等）を作ったとき、整骨院・接骨院、はり・きゅう、あんま・マッサージなどの施術を受けたとき、高額介護合算療養費が発生したときなどは窓口にご相談ください。

整骨院・接骨院、はり・きゅう、あんま・マッサージなどの施術を受ける場合には、医療保険が「使える場合」と「使えない場合」があります。医療保険の使える範囲を正しく理解し、適切に受診することが医療費の適正化につながります。医療費の適正な支出のため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

◆医療費の適正化について◆

整骨院・接骨院、はり・きゅう、あんま・マッサージなどの施術を受ける場合には、医療保険が「**使える場合**」と「**使えない場合**」があります。
医療保険の使える範囲を正しく理解し、適切に受診することが医療費の適正化につながります。医療費の適正な支出のため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

◆整骨院・接骨院（柔道整復師）のかかり方について◆

○ 医療保険が使える場合 ○

◇医師や柔道整復師に骨折、脱臼、打撲及び捻挫等（肉ばなれを含む）と診断または判断され、施術を受けたとき。

※骨折・脱臼については、
応急手当の場合を除いて、
あらかじめ医師の同意が必要です。

◇骨・筋肉・関節のケガや痛みで、
負傷原因がはっきりしているとき

× 医療保険が使えない場合 ×

◇脳疾患後遺症などの慢性病や症状の
改善がみられない長期の施術

◇保険医療機関（病院、診療所など）
で同じ負傷等の治療中のもの

◇施術所以外で施術を受けた場合
（往診は除きます）

◆はり・きゅう、あんま・マッサージのかかり方について◆

○ 医療保険が使える場合 ○

◆はり・きゅう

◇神経痛、リウマチ、五十肩、腰痛症、
頸椎捻挫後遺症、頸腕症候群
などの慢性的な疼痛を主症とする疾患

◆あんま・マッサージ

◇筋麻痺（筋肉の麻痺）、
関節拘縮（関節が硬く完全に曲がらない
あるいは完全に伸びきらない症状）など

× 医療保険が使えない場合 ×

◆はり・きゅう

◇保険医療機関（病院、診療所など）
で同じ対象疾患の治療を受けている
場合

◆はり・きゅう、 あんま・マッサージ共通

◇疲労回復や慰安を目的としたもの
◇医師の同意がない場合

◎ **領収書は必ずもらって保管しておきましょう。**